

甲 第 116 号 議 案

岡山市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
岡山市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 6 月 7 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
岡山市固定資産評価審査委員会条例（昭和26年市条例第63号）の一部を次のように改正する。

第5条中第4項を削り，第5項を第4項とし，第6項を第5項とする。

第10条第5項中「，提出者がこれに署名押印し」を削る。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

提案理由

審査申出人の審査申出書への押印の義務を廃止する等のため，本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 117 号 議 案

岡山市市税条例等の一部を改正する条例の制定について

岡山市市税条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 6 月 7 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市市税条例等の一部を改正する条例

(岡山市市税条例の一部改正)

第 1 条 岡山市市税条例(昭和 25 年市条例第 47 号)の一部を次のように改正する。

第 16 条第 3 項中「及び扶養親族」の次に「(年齢 16 歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項及び附則第 3 条の 3 第 1 項において同じ。)」を加える。

第 26 条の 3 の 3 第 1 項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢 16 歳未満の者に限る」に改める。

附則第 4 条中「令和 4 年度」を「令和 9 年度」に改める。

附則第 9 条の 2 の 2 第 3 項中「附則第 15 条第 19 項」を「附則第 15 条第 16 項」に改め、同条第 4 項中「附則第 15 条第 26 項」を「附則第 15 条第 23 項」に改め、同条第 5 項中「附則第 15 条第 27 項第 1 号」を「附則第 15 条第 24 項第 1 号」に改め、同条第 6 項中「附則第 15 条第 27 項第 2 号」を「附則第 15 条第 24 項第 2 号」に改め、同条第 7 項中「附則第 15 条第 27 項第 3 号」を「附則第 15 条第 24 項第 3 号」に改め、同条第 8 項中「附則第 15 条第 28 項第 1 号」を「附則第 15 条第 25 項第 1 号」に改め、同条第 9 項中「附則第 15 条第 28 項第 2 号」を「附則第 15 条第 25 項第 2 号」に改め、同条第 10 項中「附則第 15 条第 30 項第 1 号イ」を「附則第 15 条第 27 項第 1 号イ」に改め、同条第 11 項中「附則第 15 条第 30 項第 1 号ロ」を「附則第 15 条第 27 項第 1 号ロ」に改め、同条第 12 項中「附則第 15 条第 30 項第 1 号ハ」を「附則第 15 条第 27 項第 1 号ハ」に改め、同条第 13 項中「附則第 15 条

第30項第1号ニ」を「附則第15条第27項第1号ニ」に改め、同条第14項中「附則第15条第30項第2号イ」を「附則第15条第27項第2号イ」に改め、同条第15項中「附則第15条第30項第2号ロ」を「附則第15条第27項第2号ロ」に改め、同条第16項中「附則第15条第30項第2号ハ」を「附則第15条第27項第2号ハ」に改め、同条第17項中「附則第15条第30項第3号イ」を「附則第15条第27項第3号イ」に改め、同条第18項中「附則第15条第30項第3号ロ」を「附則第15条第27項第3号ロ」に改め、同条第19項中「附則第15条第30項第3号ハ」を「附則第15条第27項第3号ハ」に改め、同条第20項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第30項」に改め、同条第21項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同条第22項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第35項」に改め、同条第23項を削り、同条第24項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第42項」に改め、同項を同条第23項とし、同項の次に次の1項を加える。

24 法附則第15条第46項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第9条の2の2第26項中「同意導入促進基本計画」の次に「（中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第50条第2項に規定する同意導入促進基本計画をいう。）」を加え、「同条」を「法附則第64条」に、「家屋及び構築物」を「特例対象資産」に改める。

附則第28条に次の1項を加える。

2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第5条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。

（岡山市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 岡山市市税条例等の一部を改正する条例（令和2年市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち、岡山市市税条例第29条の8第10項の改正規定中「第321条の8第52項」を「第321条の8第60項」に、「同条第52項」を「同条第60項」に

改め、同条第16項の改正規定中「第321条の8第61項」を「第321条の8第69項」に改める。

第2条のうち、岡山市市税条例第29条の12第4項の改正規定中「又は第31項」に」の次に「、「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に」を加える。

第2条のうち、岡山市市税条例第30条の改正規定中「第30条第4項」を「第30条第3項中「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に改め、同条第4項」に改める。

第2条のうち、岡山市市税条例附則第2条の2第2項の改正規定の次に次のように加える。

附則第3条第1項中「及び第4項」及び「又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限」を削り、同条第2項中「又は法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中岡山市市税条例附則第4条の改正規定 令和4年1月1日

(2) 第1条中岡山市市税条例第16条第3項及び第26条の3の3第1項の改正規定並びに次条の規定 令和6年1月1日

(3) 第1条中岡山市市税条例附則第9条の2の2第26項の改正規定並びに附則第3条第3項及び第4項の規定 この条例の公布の日又は産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和3年法律第 号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日

(4) 第1条中岡山市市税条例附則第9条の2の2第24項を同条第23項とし、同項の次に1項を加える改正規定（第23項の次に1項を加える部分に限る。） この条例の公布の日又は特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律

第31号)の施行の日のいずれか遅い日

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の岡山市市税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 生産性向上特別措置法(平成30年法律第25号)の施行の日から令和3年3月31日までの期間(以下この項において「適用期間」という。)内に地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号。第4項において「改正法」という。)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。)附則第15条第41項に規定する中小事業者等(以下この項において「中小事業者等」という。)が取得(同条第41項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をした同条第41項に規定する機械装置等(以下この項において「機械装置等」という。)(中小事業者等が、同条第41項に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条第41項に規定する先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第26号)の施行の日から令和3年3月31日までの期間(以下この項において「適用期間」という。)内に旧法附則第64条に規定する中小事業者等(以下この項において「中小事業者等」という。)が取得(同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をした同条に規定する家屋及び構築物(中小事業者等が、同条に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約により家屋及び構築物を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する家屋及び構築物を、

適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該家屋及び構築物を含む。) に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 4 新条例附則第9条の2の2第26項の規定は、令和3年4月1日以後に改正法第1条の規定による改正後の地方税法附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が当該特例対象資産のうち、機械及び装置、工具、器具及び備品並びに同条に規定する建物附属設備にあつては生産性向上特別措置法の施行の日以後、家屋及び構築物にあつては地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）の施行の日以後に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、令和3年4月1日以後にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日（当該施行の日が1月1日である場合には、同日）を賦課期日とする年度以後の年度分の固定資産税について適用する。この場合において、令和3年4月1日から同号に掲げる規定の施行の日の前日までの間に取得をした特例対象資産に対する新条例附則第9条の2の2第26項の規定の適用については、同項中「中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第50条第2項」とあるのは、「生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）第38条第2項」とする。

提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、固定資産税の課税標準の特例措置その他所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 118 号 議 案

岡山市証明事務等手数料条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市証明事務等手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 6 月 7 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市証明事務等手数料条例の一部を改正する条例

岡山市証明事務等手数料条例（平成12年市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条中第18号を削り，第19号を第18号とし，第20号から第31号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は，令和3年9月1日から施行する。

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い，個人番号カードの再発行に係る手数料の負担の根拠を改めるため，本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 119 号 議 案

岡山市心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 6 月 7 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例

岡山市心身障害者医療費給付条例（昭和 47 年市条例第 49 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

- 9 令和 3 年 7 月 1 日から同月 31 日までの間における第 3 条第 2 項第 2 号の規定の適用においては、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和 2 年政令第 369 号）附則第 2 条第 5 項中「令和 3 年 8 月」とあるのは「令和 3 年 7 月」とし、国民年金法施行令等の一部を改正する政令（令和 3 年政令第 99 号）附則第 1 条第 2 号中「令和 3 年 8 月 1 日」とあるのは「令和 3 年 7 月 1 日」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

税制改正における所得控除、給与所得控除等の改正による心身障害者医療費の受給対象者への影響を回避するため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 120 号 議 案

岡山市養護老人ホーム条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市養護老人ホーム条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 6 月 7 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市養護老人ホーム条例の一部を改正する条例

岡山市養護老人ホーム条例（昭和39年市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第1条の5中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 養護老人ホームの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の収入の実績

第1条の5の次に次の1条を加える。

（利用料金）

第1条の6 利用料金は、指定管理者にその収入として收受させる。

2 利用料金は、次の各号に掲げるサービスの区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

(1) 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく居宅サービス 同法の規定により

定められた当該サービスに係る費用の額

(2) 介護保険法に基づく介護予防サービス 同法の規定により定められた当該サービス

に係る費用の額

(3) 前2号に掲げるサービス以外のサービス 当該サービスに係る実費相当額

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

養護老人ホームに利用料金制を設けるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 121 号 議 案

岡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例の制定について

岡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を
次のように制定するものとする。

令和 3 年 6 月 7 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例

岡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年市条例第9
6号）の一部を次のように改正する。

目次中「第14章 児童家庭支援センター（第111条—第113条）」を
「第14章 児童家庭支援センター（第111条—第113条）
に改める。

第15章 雑則（第114条）
」

第31条第1項第4号ア中「第12条の3第2項第4号」を「第12条の3第2項第6
号」に、「児童福祉事業」を「相談援助業務（法第13条第3項第2号に規定する相談援
助業務をいう。以下同じ。）」に、「児童福祉に関する事務」を「相談援助業務」に改め、
同号イ中「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改める。

第39条第1項第4号ア中「児童福祉事業」を「相談援助業務」に、「児童福祉に関す
る事務」を「相談援助業務」に改め、同号イ中「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改
める。

第60条第1項第4号ア中「児童福祉事業」を「相談援助業務」に、「児童福祉に関す
る事務」を「相談援助業務」に改め、同号イ中「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改
める。

第83条第4項ただし書を次のように改める。

ただし、同項各号に掲げる施設及び場合に応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。

第94条第1項第4号ア中「児童福祉事業」を「相談援助業務」に、「児童福祉に関する事務」を「相談援助業務」に改め、同号イ中「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改める。

第102条第1項第4号ア中「児童福祉事業」を「相談援助業務」に、「児童福祉に関する事務」を「相談援助業務」に改め、同号イ中「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改める。

第14章の次に次の1章を加える。

第15章 雑則

(電磁的記録)

第114条 児童福祉施設及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第83条第4項ただし書の改正規定は公布の日から、目次の改正規定及び第14章の次に1章を加える改正規定は令和3年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設の長（以下この項において「乳児院等の長」という。）として勤務している者については、この条例による改正後の岡山市児童福祉施設の設備及び運

営に関する基準を定める条例に規定する乳児院等の長として勤務している者とみなす。

提案理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）の一部改正に伴い、児童福祉施設における記録等について、電磁的記録により行うことを可能とするとともに、乳児院等の長の資格要件を改める等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 122 号 議 案

岡山市指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める
条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部
を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 6 月 7 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める
条例の一部を改正する条例

岡山市指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成
24年市条例第79号）の一部を次のように改正する。

目次中「第7章 多機能型事業所に関する特例（第89条—第91条）」を
「第7章 多機能型事業所に関する特例（第89条—第91条）
第8章 雑則（第92条）」に改める。

第8章 雑則（第92条）

第5条第5項中「第2項」を「前2項」に改める。

第6条第7項中「及び第4項第1号」を「，第4項第1号及び次項」に改める。

第72条第2項中「この場合において，当該機能訓練担当職員が指定放課後等デイサー
ビスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提
供に当たる場合には，当該機能訓練担当職員の数を見守り員，保育士又は障害福祉サー
ビス経験者の合計数に含めることができる。」を削り，同条第5項中「第2項」を「前2
項」に改める。

第7章の次に次の1章を加える。

第8章 雑則

（電磁的記録等）

第92条 指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第13条第1項（第13条第4項、第54条の5、第58条、第70条、第77条、第77条の2、第80条、第80条の9及び第88条において準用する場合を含む。）、第17条（第54条の5、第58条、第70条、第77条、第77条の2、第80条、第80条の9及び第88条において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は当該通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、目次の改正規定及び第7章の次に1章を加える改正規定は、令和3年7月1日から施行する。

提案理由

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）の一部改正に伴い、指定障害児通所支援事業者等における記録等について、電磁的記録により行うことを可能とする等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 123 号 議 案

岡山市指定障害児入所施設等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める
条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市指定障害児入所施設等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部
を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 6 月 7 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市指定障害児入所施設等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める
条例の一部を改正する条例

岡山市指定障害児入所施設等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成
24年市条例第80号）の一部を次のように改正する。

目次中「 第3節 運営に関する基準（第54条—第57条）」を
「 第3節 運営に関する基準（第54条—第57条）
第4章 雑則（第58条）
第3章の次に次の1章を加える。」
に改める。

第4章 雑則

（電磁的記録等）

第58条 指定障害児入所施設等及びその従業者は，作成，保存その他これらに類するもの
のうち，この条例の規定において書面（書面，書類，文書，謄本，抄本，正本，副本，
複本その他文字，図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙そ
の他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想
定されるもの（第10条（第57条において準用する場合を含む。），第14条第1項
（第57条において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）につい
ては，書面に代えて，当該書面に係る電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他人の

知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

- 2 指定障害児入所施設等及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は入所給付決定保護者である場合には当該障害児又は当該入所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。

提案理由

児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第16号)の一部改正に伴い、指定障害児入所施設等における記録等について、電磁的記録により行うことを可能とする等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 124 号 議 案

岡山市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 6 月 7 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

岡山市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年市条例第 81 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 17 章 離島その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準（第 208 条—第 212 条）」を
「第 17 章 離島その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準（第 208 条—第 212 条）」を
第 18 章 雑則（第 213 条）
に改める。
」

第 212 条第 1 項中「「特例介護給付費」」を「「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」」に改める。

第 17 章の次に次の 1 章を加える。

第 18 章 雑則

（電磁的記録等）

第 213 条 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は，作成，保存その他これらに類するもののうち，この条例の規定において書面（書面，書類，文書，謄本，抄本，正本，副本，複本その他文字，図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載

された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第10条第1項(第10条第4項,第44条,第44条の4,第49条,第95条,第95条の5,第123条,第150条,第150条の4,第160条,第160条の4,第173条,第187条,第192条,第196条,第196条の12,第196条の20及び第212条第1項において準用する場合を含む。),第14条(第44条,第44条の4,第49条,第78条,第95条,第95条の5,第110条,第110条の4,第123条,第150条,第150条の4,第160条,第160条の4,第173条,第187条,第192条,第196条,第196条の12,第196条の20,第203条,第203条の11,第203条の22及び第212条第1項において準用する場合を含む。),第54条第1項(第54条第3項において準用する場合を含む。),第104条第1項(第110条の4において準用する場合を含む。),第200条の3第1項(第203条の11及び第203条の22において準用する場合を含む。))及び次項に規定するものを除く。)については,書面に代えて,当該書面に係る電磁的記録(電子的方式,磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって,電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は,交付,説明,同意,締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち,この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては,当該交付等の相手方の承諾を得て,当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ,書面に代えて,電磁的方法(電子的方法,磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

附 則

この条例は,令和3年7月1日から施行する。ただし,第212条第1項の改正規定は,公布の日から施行する。

提案理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）の一部改正に伴い，指定障害福祉サービス事業者における記録等について，電磁的記録により行うことを可能とする等のため，本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 125 号 議 案

岡山市指定障害者支援施設等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める
条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市指定障害者支援施設等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部
を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 6 月 7 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市指定障害者支援施設等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める
条例の一部を改正する条例

岡山市指定障害者支援施設等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成
24年市条例第82号）の一部を次のように改正する。

目次中「 第3節 運営に関する基準（第10条—第60条）」を
「 第3節 運営に関する基準（第10条—第60条）
に改める。

第3章 雑則（第61条）

第2章の次に次の1章を加える。

第3章 雑則

（電磁的記録等）

第61条 指定障害者支援施設等及びその従業者は，作成，保存その他これらに類するもの
のうち，この条例の規定において書面（書面，書類，文書，謄本，抄本，正本，副本，
複本その他文字，図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙そ
の他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想
定されるもの（第11条第1項，第15条及び次項に規定するものを除く。）について
は，書面に代えて，当該書面に係る電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他人の知
覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって，電子計算機による

情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定障害者支援施設等及びその従業者は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。

提案理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第172号)の一部改正に伴い、指定障害者支援施設等における記録等について、電磁的記録により行うことを可能とする等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 126 号 議 案

岡山市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 6 月 7 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

岡山市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年市条例第83号）の一部を次のように改正する。

目次中「第9章 多機能型に関する特例（第89条—第91条）」を「第9章 多機能型に関する特例（第89条—第91条）
第10章 雑則（第92条）」に改める。

第9章の次に次の1章を加える。

第10章 雑則

（電磁的記録等）

第92条 障害福祉サービス事業者及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものを

いう。)により行うことができる。

2 障害福祉サービス事業者及びその職員は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。

提案理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号）の一部改正に伴い、障害福祉サービス事業者における記録等について、電磁的記録により行うことを可能とする等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 127 号 議 案

岡山市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 6 月 7 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

岡山市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年市条例第84号）の一部を次のように改正する。

目次中「第2章 設備及び運営に関する基準（第4条—第46条）」を「第2章 設備及び運営に関する基準（第4条—第46条）
第3章 雑則（第47条）」に改める。

第2章の次に次の1章を加える。

第3章 雑則

（電磁的記録等）

第47条 障害者支援施設及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）

により行うことができる。

- 2 障害者支援施設及びその職員は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。

提案理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第177号）の一部改正に伴い、障害者支援施設における記録等について、電磁的記録により行うことを可能とする等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 128 号 議 案

岡山市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 6 月 7 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

岡山市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年市条例第94号）の一部を次のように改正する。

第19条の次に次の1条を加える。

（電磁的記録等）

第20条 地域活動支援センター及びその職員は、記録、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 地域活動支援センター及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもの（以下「説明等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、当該説明等の相

手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法，磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

この条例は，令和３年７月１日から施行する。

提案理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（平成１８年厚生労働省令第１７５号）の一部改正に伴い，地域活動支援センターにおける記録等について，電磁的記録により行うことを可能とする等のため，本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 129 号 議 案

岡山市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 6 月 7 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

岡山市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年市条例第95号）の一部を次のように改正する。

第17条の次に次の1条を加える。

（電磁的記録等）

第18条 福祉ホーム及びその職員は、記録、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他の文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 福祉ホーム及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもの（以下「説明等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、当該説明等の相手方が利用

者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。

提案理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第176号）の一部改正に伴い、福祉ホームにおける記録等について、電磁的記録により行うことを可能とする等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 130 号 議 案

岡山市保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例の制定について

岡山市保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次の
ように制定するものとする。

令和 3 年 6 月 7 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例

岡山市保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年市条例第 74
号）の一部を次のように改正する。

第 11 条の次に次の 2 条を加える。

（就業環境の整備）

第 11 条の 2 保護施設は、利用者に対し適切な処遇を行う観点から、職場において行わ
れる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲
を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の
必要な措置を講じなければならない。

（業務継続計画の策定等）

第 11 条の 3 保護施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する処遇を
継続的に行うための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業
務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければ
ならない。

2 保護施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び
訓練を定期的実施しなければならない。

3 保護施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第12条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 保護施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第21条第2項中「感染症」の次に「又は食中毒」を加え、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該救護施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該救護施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該救護施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年8月1日から施行する。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

2 令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の岡山市保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第11条の3の規定の適用については、「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

(感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

3 令和6年3月31日までの間、新条例第21条第2項（新条例第29条、第35条及び第41条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、「講じなけれ

ば」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

提案理由

救護施設，更生施設，授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第18号）の一部改正に伴い，保護施設における業務継続計画の策定の義務等を定めるため，本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 131 号 議 案

岡山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例の制定について

岡山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 6 月 7 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例

岡山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年市条例第121号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 事業所内保育事業（第42条—第48条）」を
「第5章 事業所内保育事業（第42条—第48条）
第6章 雑則（第49条）」に改める。

第6条第1項中「。第3号」を「。以下この条」に改め、同項第3号中「この号」の次に「及び第4項第1号」を加え、同条第5項中「，次に」を「次に」に、「行う者」を「行う施設」に改める。

第5章の次に次の1章を加える。

第6章 雑則

（電磁的記録）

第49条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録，作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面，書類，文書，謄本，抄本，正本，副本，複本その他文字，図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定

されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、目次の改正規定及び第5章の次に1章を加える改正規定は、令和3年7月1日から施行する。

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部改正に伴い、家庭的保育事業者等における記録等について、電磁的記録により行うことを可能とする等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 132 号 議 案

岡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 6 月 7 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例

岡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の利用者負担額に関する条例（平成27年市条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表中備考3を削り、備考4を備考3とし、備考5を備考4とし、同表備考6中「備考4及び備考5」を「備考3及び備考4」に改め、同備考を同表備考5とし、同表備考7中「児童福祉法」の次に「第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法」を加え、同備考を同表備考6とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の岡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の利用者負担額に関する条例は、令和3年9月以後の月分の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の利用に関し、教育・保育給付認定保護者又は扶養義務者から徴収する費用について適用し、同年8月分までの特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の利用に関し、教育・保育給付認定保護者又は扶養義務者から徴収する費用については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の別表備考6の規定は、令和3年4月以後の月分の

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の利用に関し，教育・保育給付認定保護者又は扶養義務者から徴収する費用について適用し，同年3月分までの特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の利用に関し，教育・保育給付認定保護者又は扶養義務者から徴収する費用については，なお従前の例による。

提案理由

子ども・子育て支援法施行令等の一部改正に伴い，ファミリーホームへの委託児童が特定教育・保育施設等を利用する場合の利用者負担額を無料とする等のため，本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 133 号 議 案

岡山市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 6 月 7 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

岡山市自転車等駐車場条例（昭和63年市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表第1の3無料自転車等駐車場の表築港新町バス停自転車駐車場の項の次に次のよう
に加える。

千鳥町バス停自転車駐車場	岡山市南区千鳥町
--------------	----------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

千鳥町バス停自転車駐車場を設置するため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 134 号 議 案

岡山市公園条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市公園条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 6 月 7 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市公園条例の一部を改正する条例

岡山市公園条例（昭和35年市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第12条の次に次の1条を加える。

（都市公園法施行令第12条第2項第10号の条例で定める仮設の施設）

第12条の2 都市公園法施行令第12条第2項第10号の規定に基づき市の設置に係る都市公園において条例で定める仮設の施設は、仮設の学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園のうち地方公共団体が設置するものとする。

別表第2第1項の表岡山操車場跡地公園（仮称）の部に次のように加える。

駐車場

別表第4第1項の表に備考として次のように加える。

備考 本表の規定にかかわらず、入札により本表に定める公園施設を設け又は管理する者（以下この備考において「設置者等」という。）を特定する場合の使用料の額は当該入札の落札金額とし、提案内容に使用料の額を含む企画競争により設置者等を特定する場合の使用料の額は当該企画競争の際に特定した設置者等が提案した金額とする。この場合において、使用料の額は、本表に規定する金額を下回ってはならないものとする。

別表第5第12項の表に次のように加える。

岡山操車場跡地公園（仮称）駐	普通自動車	1台につき	最初の1時間まで無料，以後30分につき100円
----------------	-------	-------	-------------------------

車場	大型乗用自動車	1台につき	最初の30分まで無料，以後1回につき520円
----	---------	-------	------------------------

附 則

この条例は，公布の日から施行する。ただし，別表第2第1項の表岡山操車場跡地公園（仮称）の部に次のように加える改正規定及び別表第5第12項の表に次のように加える改正規定は，公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

提案理由

都市公園の占有が可能な仮設の施設及び入札により公園施設の設置者を特定する場合等の当該施設の使用料の額を定めるとともに，岡山操車場跡地公園（仮称）に有料駐車場を設置する等のため，本条例の一部を改正しようとするものである。